

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		(用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1～30	(略)	1～30	(略)
		30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等(電話サービス契約約款に相当するものに限る。)に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス
31～74	(略)	31～74	(略)
		74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている当社の通信用建物内に協定事業者が設置するもの
		74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線(直収電話重畳となるものを含む。)
75	(略)	75	(略)
		75-2 直収電話重畳	アナログ電話サービスの信号とDSLサービスの信号を同一の端末回線により送受信する形態
76～108	(略)	76～108	(略)

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(33) (略)

2 前項第 15 号の規定にかかわらず、DSL回線について、専用サービス契約約款に規定するリンク未確立状態(DSL方式に起因する事象であって、専用回線の終端に接続される変復調装置(以下「DSLモデム」といいます。))とそのDSLモデムと対向して協定事業者が設置するDSL装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。)が発生した場合であって、協定事業者がそれを記した書面をそのDSL回線に係る機能の利用を開始した日から 20 日以内に当社に提出するとき(専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスの契約者が当該専用契約を解除する場合に限ります。))は、手続費の支払いを要しないこととします。

(手続費の支払義務)

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第 2 表第 2 (手続費) に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(33) (略)

2 前項第15号の規定にかかわらず、DSL回線について、専用サービス契約約款に規定するリンク未確立状態(DSL方式に起因する事象であって、専用回線の終端に接続される変復調装置(以下「DSLモデム」といいます。))とそのDSLモデムと対向して協定事業者が設置するDSL装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。)が発生した場合であって、協定事業者がそれを記した書面をそのDSL回線に係る機能の利用を開始した日から 20日以内に当社に提出するとき(専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスの契約者が当該専用契約を解除する場合に限ります。))は、手続費の支払いを要しないこととします。

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(65) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(4) <u>リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能の適用</u>	<u>リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能の提供を受ける協定事業者は、第68条(手続費の支払義務)第2項に規定するリンク未確立状態の発生を記した書面を当社に提出しないものとします。</u>

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(65) (略)	(略)
(66) <u>リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能</u>	<u>音声帯域回線又はDSL回線(電話重畳しないものに限ります。)との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費(DSL等接続専用サービスに係るものとします。)のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能</u>

附 則(平成24年2月28日東相制第11-0165号)
この改正規定は、平成24年8月31日から実施します。